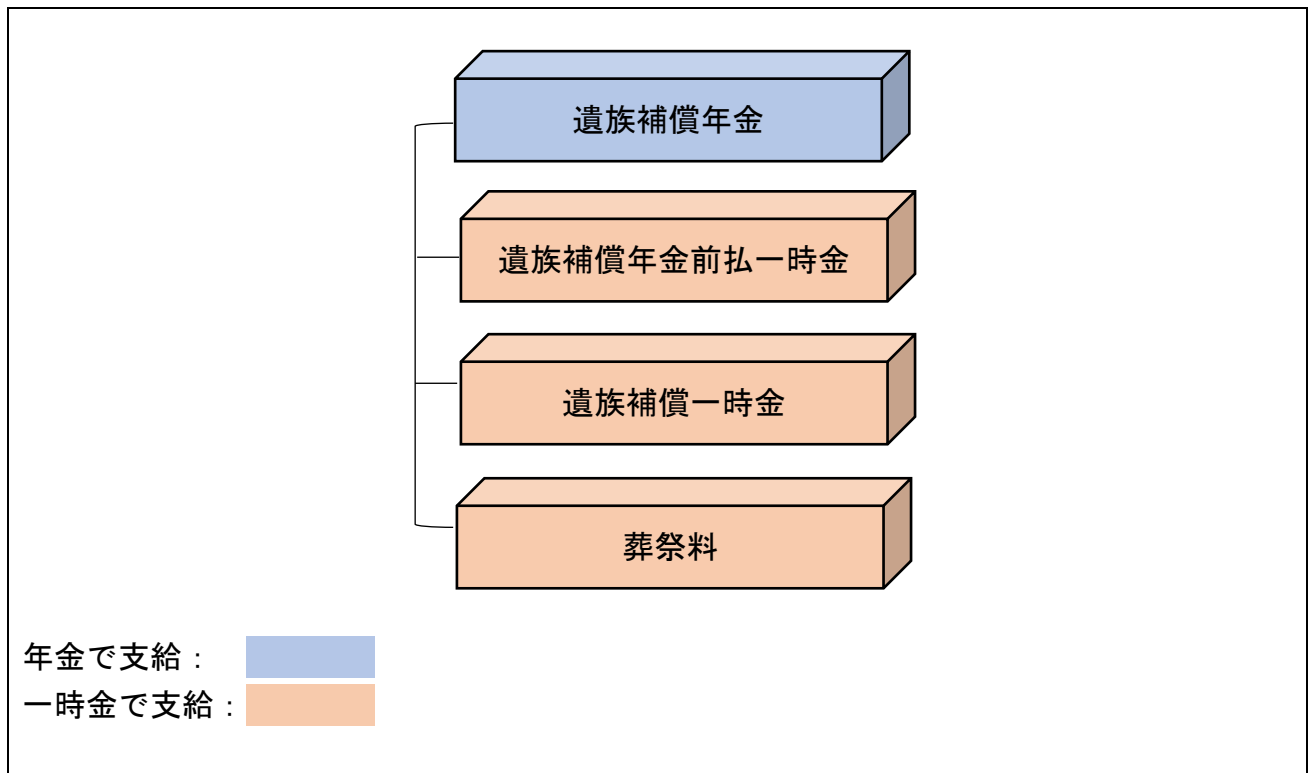


前回に引き続き労働者災害補償保険法の遺族に関する給付を確認します。

前は遺族補償年金を確認しましたが、今回は残りの3つの給付を確認します。



それでは、遺族補償年金前払一時金の解説を進めて行きます。  
まずは条文から。（法附則 60 条）

受給権者

【条文】

政府は、当分の間、労働者が業務上の事由により死亡した場合における当該死亡に関しては、遺族補償年金を受け権利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

（解説）遺族補償年金前払一時金は、条文名からも明らかなように、遺族補償年金を前払いで一時金として遺族に支払われる制度です。

労働者が業務上死亡した場合、急な出費が必要な場合に、遺族の請求に基づき支給されます。

労働者災害補償保険法の給付の中に、遺族補償年金前払一時金と同様に、前払一時金として支給されるものに障害補償年金前払一時金があります。  
それとの比較で進めて行きます。

(障害補償年金前払一時金) (法附則 59 条)

【条文】

政府は、当分の間、労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、治ったとき身体に障害が存する場合における当該障害に関しては、**障害補償年金**を受ける権利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、**障害補償年金前払一時金**を支給する。

考え方は、「遺族補償年金前払一時」も「障害補償年金前払一時金」も同様に、一時的な出費に対応するために年金ではなく、一時金として前倒しで受給できる制度になります。

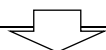
それでは、ポイントです。

(請求)

障害補償年金前払一時金	遺族補償年金前払一時金
同一事由について <b>1 回限り</b>	

(請求時期)

障害補償年金前払一時金	遺族補償年金前払一時金
(原則) (障害、遺族) 補償年金の請求と <b>同時</b> に行わなければならない	
(例外) (障害、遺族) 補償年金の <u>支給決定の通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間</u> は、(障害、遺族) 補償年金の請求をした後でも、前払一時金の請求は可能	



支給決定の通知のあった日の翌日から1年以内であれば、給付基礎日額の1,000日分から支給済みの年金額を減じた額の範囲内での遺族補償年金前払一時金の請求が可能 (下記のそれぞれの日分)

(前払一時金の額)

障害補償年金前払一時金	遺族補償年金前払一時金
第1級…給付基礎日額の <b>1,340 日分</b>	給付基礎日額の <b>1,000 日分</b> に相当する額を上限に
第2級…給付基礎日額の <b>1,190 日分</b>	<b>200 日分</b> <b>400 日分</b> <b>600 日分</b> <b>800 日分</b> <b>1,000 日分</b>
第3級…給付基礎日額の <b>1,050 日分</b>	
第4級…給付基礎日額の <b>920 日分</b>	
第5級…給付基礎日額の <b>790 日分</b>	
第6級…給付基礎日額の <b>670 日分</b>	
第7級…給付基礎日額の <b>560 日分</b>	

→ 受給権者が選択

それでは、支給停止に進みます。

遺族補償年金前払一時金が支払われると遺族補償年金の支給が停止されます。

(障害補償年金前払一時金の仕組みも同じ)

前払一時金の支給を受けて、さらに年金を受給すると過大な補償になるため、年金の方が支給停止されます。

いつまで年金の支給が停止されるかと言うと、各月に支給されるべき年金の額の合計額が、前払一時金で支払われた額に達するまで支給停止されます。

年金の支給を停止して、前払一時金で受けた額を埋め合わせる形になります。

その際、前払一時金の支給後の最初の支払期月から1年経過した月以後の各月に支給されるべき年金の額は、年5分の単利で割り引かれます。

#### 具合例

- ・ 給付基礎日額が1万円の労働者が業務上死亡
- ・ 遺族補償年金前払一時金として1,000日分を請求
- ・ 遺族の数が2人の場合（若年支給停止者はいない）

	支給額
遺族補償年金前払一時金の額	1,000万円… (10,000円×1,000日)
遺族補償年金の額	201万円… (10,000円×201日)

上記の具体例で考えると遺族補償年金の額は、1年間の総額で201万円になります。遺族が遺族補償年金前払一時金の請求をすると、1,000万円が一時金で支給されます。

ただし、遺族補償年金の201万円は、1,000万円に達するまで支給停止され、精算後に遺族補償年金が支給される仕組みになります。

具体例では、約5年近く遺族補償年金の支給が停止されます。

条件が同じであれば、一時金の1,000万円で請求する遺族が増える可能性があるため、1年を経過した後は、遺族補償年金の額を年5分の単利で割り引いて計算します。

過去問を確認します。

過去問（選択式 平成26年）

【問題】

- ①政府は、**障害補償年金**を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る【 A 】の額の合計額が、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、労災保険法により定められている額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。その定められている額とは、障害等級が第1級の場合、給付基礎日額の【 B 】である。
- ②**障害補償年金差額一時金**を受けべき遺族の順位は、労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、【 C 】の順序であり、それらの者がいない場合には、生計を同じくしていなかった配偶者、子、父母、孫、【 C 】の順序である。
- ③政府は、当分の間、労働者が業務上の事由により死亡した場合における当該死亡に関しては、**遺族補償年金**を受ける権利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、遺族補償年金前払一時金を支給するが、遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の【 D 】に相当する額とされている。

A : 障害補償年金前払一時金

B : 1340日分

C : 祖父母及び兄弟姉妹

D : 200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分

次に遺族補償一時金の解説を行います。

遺族補償一時金と遺族補償年金前払一時金は、同じ一時金でも内容が全く異なるので正確に区分して押さえることが必要です。

#### 遺族補償一時金の具体例

##### (下記①のケース)

- ・ 独身の労働者が死亡（給付基礎日額：1万円）
- ・ 父母（死亡当時、生計維持関係にない）

⇒上記のケースでは、遺族補償年金の支給要件には当てはまらないので、遺族である父母に対しては一切、遺族補償年金は支給されません。

残された父母にとってみればあまりにも酷なので、遺族補償年金の代わりに遺族補償一時金 1,000万円（1万円×給付基礎日額）が支給されることとなります。

#### もう一つの例として

##### (下記②のケース)

- ・ 独身の労働者が死亡（給付基礎日額：1万円）
- ・ 母（死亡当時、生計維持関係で年齢は60歳以上…この場合は受給資格者。他に受給資格者がいないものとした場合、母は受給権者になります。）
- ・ 30歳の弟が1人（←遺族補償年金の受給資格者の要件には不該当）

#### 兄弟姉妹の場合

##### (6順位)

- ・ 18歳年度末までの兄弟姉妹
- ・ 60歳以上の兄弟姉妹
- ・ 厚生労働省令で定める障害のある兄弟姉妹

##### (10順位)

55歳以上 60歳未満…若年支給停止

⇒上記の場合、遺族の数が母1人なので、年間153万円（10,000円×153日分）が遺族補償年金として支給されます。

母が失権の事由（死亡や婚姻等）に該当するまで年間153万円が支給されます。

ただし、母が1年後に死亡した場合に、遺族補償年金は153万円しか支給されておらず、この場合には、1,000万円－153万円＝847万円が30歳の弟に遺族補償一時金として支給されることとなります。

上記①、②をまとめると

支給要件	支給額
①労働者の死亡当時、遺族補償年金の受給資格者がいない場合	給付基礎日額×1,000日
②遺族補償年金の受給権者が失権した場合で、他に年金の受給資格者がなく、かつ、それまでに支払われた年金の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合	給付基礎日額1,000日分－左記額

遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金

社会復帰促進等事業の特別支給金として支給

遺族補償一時金の額を確認します。

遺族	遺族補償一時金	遺族特別支給金	遺族特別一時金
上記①	給付基礎日額の1,000日分	300万円	算定基礎日額の1,000日分
上記②	合計額と給付基礎日額の1,000日分との差額	なし	合計額と算定基礎日額の1,000日分との差額

遺族補償年金の支給の際に既に支給済み

次に遺族補償一時金の遺族を確認します。

遺族補償一時金は、遺族のうち以下に掲げる最先順位者に支給。

要件	順位
生計維持関係の有無にかかわらず	1位…配偶者
生計維持関係	2位～5位 子、父母、孫、祖父母
生計維持関係なし	6位～9位 子、父母、孫、祖父母
生計維持関係の有無にかかわらず	10位…兄弟姉妹

それでは条文です。

遺族補償一時金（法 16 条の 6）

【条文】

遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

- ①労働者の死亡の当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
- ②遺族補償年金を受け権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該労働者の死亡に関し支給された遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額が、給付基礎日額の 1,000 日分に満たないとき。

最後に遺族補償年金と社会保険（国民年金、厚生年金）との調整を確認します。  
同一の事由により、遺族補償年金と厚生年金保険の遺族厚生年金等が併給される場合は、両方の年金から満額が支給されるわけではありません。（焼け太りになります。）

併給される年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金又は 寡婦年金	遺族厚生年金及び 遺族基礎年金又は 寡婦年金
調整率	0.84	0.88	0.80

つまり、  
社会保険の年金 + {労災（遺族補償年金） × 0.80~0.88} が併給されることとなります。

労災の支給額に調整率を掛けて調整（減額）します。  
事業主が 100% 保険料を支払っている労災側で調整。

葬祭料に移ります。

葬祭料（法 17 条）

【条文】

葬祭料は、通常葬祭に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める金額とする。

※通勤災害の場合は、葬祭給付

労働者が業務上の事由で死亡した場合、葬祭に要する費用を補償するために葬祭を行う者に対して、その請求に基づき葬祭料が支給されます。

葬祭を行う遺族がない場合で、事業主等が葬祭を行った場合、事業主等に葬祭料が支給（通達）

その他のポイント

- 葬祭料の請求は、遺族補償給付と同時に行う必要はない・
- 葬祭料の請求の際に、葬祭に要した費用を証明する書類の添付不要

それでは、葬祭料の支給額です。

具体的には、下記①、②の高い方の額が支給

	支給額
①…原則	315,000 円 × 給付基礎日額の 30 日分
②	給付基礎日額 × 60 日分 ←

最低保証額

例えば、給付基礎日額が 1 万円の場合

①315,000 円 + 10,000 円 × 30 日 = 615,000 円

②10,000 円 × 60 日 = 600,000 円

⇒この場合には、①の 615,000 円が支給されます。

給付基礎日額が 20,000 円の場合

①315,000 円 + 20,000 円 × 30 日 = 915,000 円

②20,000 円 × 60 日 = 1,200,000 円

⇒この場合には、②の 1,200,000 円が支給されます。



生計の一部でも維持されていれば足りる

(横断 健康保険法…埋葬料 法 100 条)

【条文】

- ①被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者であって、埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。…埋葬料
- ②前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合においては、埋葬を行った者に対し、同項の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。…埋葬費

	埋葬料	埋葬費
受給者	生計維持+埋葬を行う者	埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合+埋葬を行った者
支給額	政令で定める額=5万円	埋葬料(5万円)の範囲内で実際に埋葬に要した費用
保険事故発生日	死亡した日	埋葬をした日

その他のポイント

- 死亡の原因が自殺であっても支給
- 申請に基づき、現金給付として支給
- 被扶養者が死亡した場合⇒被保険者に対して家族埋葬料が、埋葬料と同金額の5万円が支給
- 死産児に対しては、家族埋葬料は不支給(死産児は被扶養者として扱わない)

(完)